

当別浄水場ほか運転管理業務

受託者選定実施要領

令和3年9月

石狩西部広域水道企業団

目 次

1	業務の目的	1
2	業務内容に関する事項	1
2.1	業務名称	1
2.2	施設等の管理者の名称	1
2.3	対象施設・場所等	1
2.4	業務の範囲	2
2.5	履行期間	2
2.6	業務実施スケジュール	2
2.7	提案の上限額	2
3	受託者の選定に関する事項	3
3.1	受託者の選定方法	3
3.2	参加者の参加資格に関する事項	3
3.2.1	参加者の構成等	3
3.2.2	参加資格要件	3
3.2.3	参加資格の確認基準日	5
3.2.4	参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	5
3.3	参加者の募集に関する手続き	5
3.3.1	参加者の募集等の日程	5
3.3.2	説明会及び現地見学会	6
3.3.3	施設確認及び資料閲覧等	6
3.3.4	本要領等に関する質問の提出	7
3.3.5	本要領等に関する質問への回答・公表	7
3.3.6	参加表明書及び参加資格確認書類の提出	7
3.3.7	参加資格確認結果の通知	8
3.3.8	企画提案書類の提出	8
3.3.9	参加の辞退	8
4	受託者の選定等	8
4.1	受託者選定フロー	8
4.2	企画提案書類の審査	9
4.3	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	9
4.4	優先交渉権者の選考	9
4.5	選考結果の通知等	10
4.6	参加者が1者であった場合の取扱い	11
4.7	契約手続き	11

4.7.1	委託契約の締結.....	11
4.7.2	優先交渉権者と委託契約を締結しない場合.....	11
4.8	秘密の保持.....	11
5	受託者の選定等企画提案書類の作成.....	11
5.1	作成に当たっての留意事項.....	11
5.2	提出部数.....	12
6	その他留意事項.....	12
6.1	本業務に係る情報の提供方法.....	12
6.2	募集の中止等.....	12
6.3	受託者を選定しない場合.....	12
6.4	参加に当たっての費用の負担.....	12
6.5	提出書類の取扱い.....	12
6.5.1	著作権.....	12
6.5.2	提出書類の返却.....	13
6.6	特許権等.....	13
6.7	様式.....	13
7	担当課.....	13

1 業務の目的

当別浄水場ほか運転管理業務（以下「本業務」という。）は、石狩西部広域水道企業団（以下「委託者」という。）の水道施設の運転管理を包括的に民間事業者へ委託し、民間事業者の技術力や創意工夫を活用することで、各施設の機能を十分に発揮し、効率的かつ安全で安心な水道用水供給事業を継続的に行うことを目的とするものである。

なお、本委託期間の令和 4～6 年度については、浄水場増設工事と札幌ポンプ場・分水施設及び、札幌市水道局西部配水池（札幌市西区西野 290 番地 1 宮丘公園内）までの送水管（以下「5号送水管」という。）の新設工事（これらの工事等を総称して「2期事業」と呼ぶ。）が輻輳している。工事期間中においても、水道用水供給事業を継続する必要があるため、十分に留意すること。

2 業務内容に関する事項

2.1 業務名称

当別浄水場ほか運転管理業務

2.2 施設等の管理者の名称

石狩西部広域水道企業団 企業長 赤石剛司

2.3 対象施設・場所等

本業務の対象となる施設及び場所は、表 2.1 に示すとおりである。

表 2.1 対象施設・場所等

種別	対象施設	場所	備考
取水・導水施設	当別ダム水道取水施設	石狩郡当別町字青山十萬坪地先	
	当別ダム水道放流施設		
	導水管	当別ダム～当別浄水場	φ1,000～φ1,200 L=1.1 km
浄水施設	当別浄水場（管理本館・着水井・（仮称）1系浄水処理棟・（仮称）2系浄水処理棟・排水処理施設・天日乾燥床・浄水池）	石狩郡当別町字青山 2304 番地 8	1系計画給水量：38,870 m ³ /日 ダム直接取水 急速ろ過、粒状活性炭処理 ※令和 7 年度より 2系浄水処理棟運用開始 2系計画給水量：30,130 m ³ /日 合計計画給水量：69,000 m ³ /日
送水施設	送水管	当別浄水場～各分水施設等	φ250～φ1,800 L=43.3 km 緊急遮断弁室等の付帯設備を含む 令和 7 年度より φ700 L=9.93km を追加 計 53.23km
	当別管理上屋	石狩郡当別町ビトエ 1713 番地 4	
	札幌管理上屋	札幌市北区篠路町拓北 307 番地 2	
分水施設	当別分水施設	石狩郡当別町若葉 4857 番地 5	
	石狩花川分水施設	石狩市花川北 2 条 6 丁目 279	花川北配水場（石狩市施設）敷地内
	石狩新港分水施設	石狩市新港中央 1 丁目 204 番地 10	新港中央配水場（石狩市施設）敷地内
	小樽分水施設	小樽市銭函 4 丁目 158 番地 6	
	札幌ポンプ場・分水施設	札幌市北区屯田町 860 番地 7 ほか	令和 7 年度より運用開始

※施設概要については、要求水準書別紙 4-2 に記載

2.4 業務の範囲

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）が行う業務は、対象施設の運転管理及び保全管理業務を中心とした次に示す維持管理業務である。

なお、本業務を行う上で満たすべき標準の要件については、「当別浄水場ほか運転管理業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）」により具体的に示す。

- ①運転監視業務、②水源・水質管理業務、③保守点検業務、④施設維持管理業務、
- ⑤環境整備業務、⑥物品等調達・管理業務、⑦調査業務、⑧2期事業関連業務、
- ⑨その他維持管理業務、⑩事務業務、⑪専門業務

2.5 履行期間

本業務の履行期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

※ 委託契約締結の日から令和4年3月31日までは業務準備期間とし、受託者は、自らの費用負担により、委託者及び現受託者から業務の引き継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、受託者は、業務準備期間中に、業務の習熟が図れないと判断した場合、必要に応じて、現受託者とのサポート契約をするなど本業務の実施について万全の体制を構築するものとする。

2.6 業務実施スケジュール

業務実施スケジュールは表 2.2 に示すとおりである。

表 2.2 業務実施スケジュール（予定）

項目	予定
契約の締結	優先交渉権者選考日から令和4年2月10日までの間
業務準備期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
業務実施期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の終了	令和9年3月31日

※契約の締結については、前後する可能性がある。

2.7 提案の上限額

本業務に係る委託料の提案の上限額は次のとおりである。

798,050,000円（消費税及び地方消費税抜き、緊急時対応に関する費用を除く）

ただし、上限額については契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための予算額であることに留意すること。また、後述する提案書の一部である参考価格（提案金額）を提出する際に、上限額を超えた場合は失格とする。

3 受託者の選定に関する事項

3.1 受託者の選定方法

本業務の受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

業務の実施に当たっては、各施設の機能を十分に発揮した効率的かつ安全に安定した水道水の供給に加え、2期事業による用水供給事業への影響を最小限にすることが重要である。このため、高度な技術や優れた創意工夫の活用を図れる者の参加が期待できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することにより、広くプロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）を募り、提出された企画提案書類を審査し、本業務の受託者を選定する。

3.2 参加者の参加資格に関する事項

3.2.1 参加者の構成等

参加者は、単一の法人とする。なお、一部業務の再委託については委託者の了承を得たうえで認めるものとする。

3.2.2 参加資格要件

参加者は、次の各項の要件を全て満たすこと。

- ① 令和3年度に構成団体（北海道、札幌市、小樽市、石狩市、当別町）が発注するいずれかの競争入札参加資格を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当している者でないこと。
- ③ 公告日から受託者選定までの期間に、石狩西部広域水道企業団競争入札参加停止等事務処理要領、又は、構成団体の競争入札参加停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 消費税及び地方消費税並びに法人税の滞納している者でないこと。
- ⑥ 札幌市、小樽市、石狩市、当別町のいずれかに営業所があること。
- ⑦ 平成18年度から令和2年度までの間に、積雪寒冷地（※）において、原水を表流水又はダム水とし、日平均浄水処理量が10,000 m³/日以上（実績値）である急速ろ過方式の浄水施設に職員を常駐させ、24時間連続して運転管理を行う業務を包括的に受託し、2年以上継続して履行した実績（履行中の場合は履行期間の2年目以上であるもの、共同企業体の構成員として運転管理を行う業務を主体的に実施した実績を含む）を有する者であること。

※ 積雪寒冷地とは、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」の定める積雪地域又は寒冷地域に該当する地域のことをいう。

⑧ 本業務の総括責任者として、次の要件を全て満たす者を専任し、浄水施設に常駐させることができる者であること。

- ・参加申込書提出時点で直接的に雇用していること。
- ・水道技術管理者の有資格者であること。
- ・浄水施設管理業務の実務経験が5年以上あり（実務経験のうち同種・類似業務を2年以上経験していること）、水道施設管理技士（浄水2級以上）の資格を有していること。

⑨ 本業務の副総括責任者として、次の要件を全て満たす者を専任すること。

- ・参加申込書提出時点で直接的に雇用していること。
- ・浄水施設管理業務の実務経験が3年以上あり（実務経験のうち同種・類似業務を2年以上経験していること）、水道施設管理技士（浄水2級以上）の資格を有していること。

⑩ 次に示す業務実施に必要な資格者等及び浄水施設管理業務経験者を契約締結日までに直接的に雇用し、本業務に配置できること。なお、有資格者の資格重複、資格者及び経験者の重複は可能とする。

- ・水道施設管理技士（浄水1級）
- ・水道施設管理技士（管路2級以上）
- ・水質検査（要求水準書別紙3に掲げる項目）及びジャーテストの実務経験が2年以上ある者（従事実績証明書（様式は任意とし、自社による証明書でも可とする）を作成し、添付すること）
- ・認定電気工事従事者もしくは電気工事士（1種）
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ・危険物取扱者（甲種もしくは乙種第4類）
- ・浄水施設管理業務経験者（同種・類似業務を2年以上経験した者）

注1 同種・類似業務とは、表流水又はダム水を原水とする急速ろ過方式の浄水施設に職員を常駐させ、24時間連続して運転管理を行う業務のこと。

注2 浄水施設管理業務経験者については、要求水準書4.2.1運転監視業務従事者のうち、常時1名以上配置できる人数とすること。

⑪ 次に掲げる事項に該当しないこと

ア 役員等（参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する権限を有している事務所をいう。）の代表者、参加者が団体である場合は代表者、理事等をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められること。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑫ 不測の事態に対応するため賠償責任保険に加入しているか、または本業務契約時までに加入すること。

3.2.3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の受付締切日（令和3年10月22日（金））とする。

3.2.4 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者が委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、失格とする。

3.3 参加者の募集に関する手続き

3.3.1 参加者の募集等の日程

参加者の募集及び受託者の選定に係る日程は、表3.1のとおりを予定している。

表 3.1 参加者募集及び受託者選定の日程（予定）

項目	日程
募集公告日及び関係書類の公表日	令和3年9月15日
説明会及び現地見学会実施日	令和3年9月22-29日
施設確認及び資料閲覧実施期間	令和3年9月30-10月6日
受託者選定要領等に関する質問の提出期間	令和3年10月4-8日
受託者選定要領等に関する質問への回答・公表日	令和3年10月15日
参加表明書及び参加資格確認書類の提出期間	令和3年10月18-22日
参加資格確認結果通知期限	令和3年10月29日
企画提案書類の提出期間	令和3年11月8-12日
プレゼンテーション及びヒアリング実施日	令和3年11月24日
優先交渉権者選考結果通知	令和3年12月3日
審査結果の公表	令和4年2月10日
契約締結の期限	令和4年2月10日

3.3.2 説明会及び現地見学会

参加者に対して、次のとおり説明会及び現地見学会を実施する。

- ア 実施日時 10時00分から17時00分まで
令和3年9月22日(水)～9月29日(水)(土、日、祝日を除く)
- イ 実施場所 説明会：当別浄水場(当別町字青山2304番地8)
現地見学会：当別ダム、当別浄水場、当別分水施設、小樽分水施設
- ウ 申込み方法 説明会・現地見学会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、電子メールにより「7担当課」宛に申し込むこと。
- エ 申込み期限 令和3年9月21日(火)12時まで
- オ その他
- ・本要領及び要求水準書(以下「本要領等」という。)は配布しないので、参加者各自で用意すること。
 - ・説明会会場から各見学場所までの移動手段は参加者各自で用意すること。
 - ・施設や設備の写真撮影については、委託者の随行職員の指示に従うこと。
 - ・説明会及び現地見学会において質問の機会は設けないので、質問がある場合は、3.3.4による方法で委託者に提出すること。
 - ・説明会及び現地見学会は個別実施とする。そのため、実施日時は申し込み後、委託者より連絡する。
 - ・参加の際には、日々の検温、マスク着用、手指消毒等新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。
 - ・本運転管理業務を受託する目的以外での参加は認めない。

3.3.3 施設確認及び資料閲覧等

参加者に対して、次のとおり施設確認及び資料閲覧等の期間を設ける。

- ア 実施期間 令和3年9月30日(木)から令和3年10月6日(水)までの間
(実施日時は申込者の希望日時を勘案して委託者が個別に指定する。なお、土、日、祝日を除く)
- イ 実施場所 施設確認：委託者所有水道施設
資料閲覧等：委託者事務室(札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号)
- ウ 申込み方法 施設確認・資料閲覧等申込書(様式2)に必要事項を記入し、電子メールにより「7担当課」宛に申し込むこと。
電子メールの件名は、「施設確認及び資料閲覧等申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。
- エ 申込み期限 令和3年9月29日(水)12時まで
- オ 閲覧資料等 閲覧が可能な資料は、次のとおりである。なお、希望者にはデータを収めたDVD-Rを付与する。

項目	資料名称	閲覧方法
1	水道用水供給事業年報（H30～R2年度分）	DVD-R付与
2	運転管理業務年報・月報・日報の例	DVD-R付与
3	マニュアル（維持管理、運転監視、保守点検、事故故障対応）	紙資料閲覧
4	取水・送水量、水質試験結果（H30～R2年度分）	DVD-R付与
5	事故故障報告書（H30～R2年度分）	紙資料閲覧
6	簡易修繕履歴（H30～R2年度分）	紙資料閲覧
7	全施設平面図	DVD-R付与

- カ その他
- ・施設や設備、資料の写真撮影は、委託者の随行職員の指示に従うこと。
 - ・閲覧資料等は、本業務に関する検討のみに限り使用すること。
 - ・施設確認及び資料閲覧等に当たって質問の機会は設けないので、質問がある場合は、3.3.4による方法で委託者に提出すること。
 - ・参加の際には、日々の検温、マスク着用、手指消毒等新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。
 - ・本運転管理業務を受託する目的以外での参加は認めない。

3.3.4 本要領等に関する質問の提出

参加者から、次のとおり本要領等に関する質問の提出を受ける。

- ア 提出期間 令和3年10月4日（月）から令和3年10月8日（金）まで
- イ 提出方法 本要領等に関する質問書（様式3）に必要事項を記入し、電子メールにより「7担当課」宛に提出すること。
- ウ 留意事項
- ・電子メールの件名は「受託者選定実施要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。
 - ・質問は、様式1枚につき1件とし、質問が複数ある場合は様式を複写して用いることとし、簡潔かつ具体的に書くこと。
 - ・ファイル形式はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。

3.3.5 本要領等に関する質問への回答・公表

本要領等に関する質問への回答は、令和3年10月15日（金）に委託者ホームページで公表する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

3.3.6 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、次のとおり参加表明書（様式4）に「3. 提出書類」で示されている添付書類を添えて提出すること。

- ア 提出期間 令和3年10月18日（月）から令和3年10月22日（金）まで
（窓口で直接提出する場合は9時から17時まで。ただし12時から

13時までを除く。)

- イ 提出方法 「7担当課」窓口にもしくは、郵送（必着）とする。
- ウ 留意事項 A4版ファイル縦綴じとする。添付書類でA3版がある場合は、A4サイズに折り込むこと。

3.3.7 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、参加表明書を3.3.6で示した期日までに提出した者（以下「参加表明者」という。）に対して書面により10月29日までに通知する。参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付記して通知するものとする。

参加資格がないと認められた者は、異議の申立てをすることができるものとする。この場合において、当該申立てをすることができる期間は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、異議の申立てがあった場合であっても、プロポーザルの実施を妨げないものとする。

3.3.8 企画提案書類の提出

参加資格があると認められた者は、次のとおり企画提案書類提出届（様式11）に企画提案書類（様式11-1～11-7）を添えて提出すること。

- ア 提出期間 令和3年11月8日（月）から令和3年11月12日（金）まで（窓口にもしくは提出する場合は9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）
- イ 提出方法 「7担当課」窓口にもしくは、郵送（必着）とする。
- ウ その他 5企画提案書類の作成を参照すること

3.3.9 参加の辞退

参加表明者は、参加表明書（様式4）の提出以降、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届（様式12）を提出すること。

- ア 提出期間 令和3年11月16日（火）まで（窓口にもしくは提出する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）
- イ 提出方法 「7担当課」窓口にもしくは、郵送（必着）とする。

4 受託者の選定等

4.1 受託者選定フロー

受託者選定のフローを図1に示す。

【プロポーザル参加資格の確認】

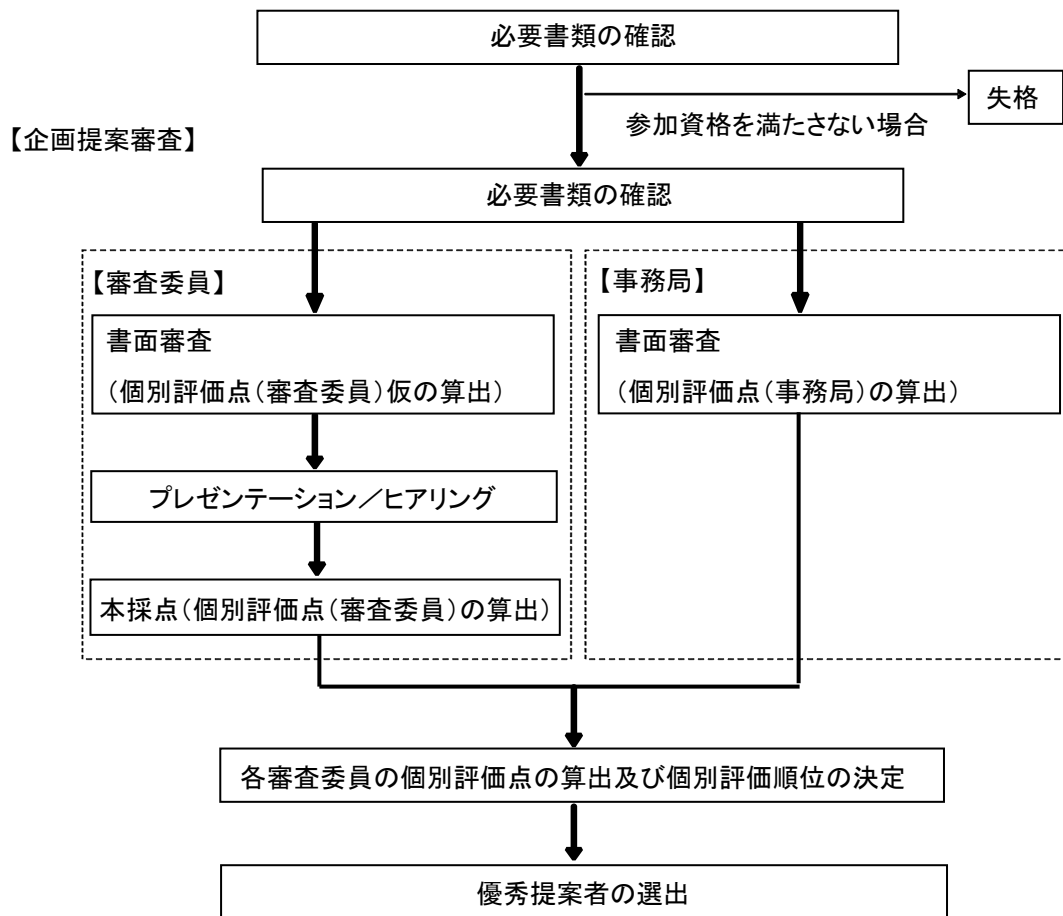


図1 受託者選定フロー

4.2 企画提案書類の審査

受託者選定審査委員会（以下「委員会」という。）により、表 4.1 に示した審査項目について、各委員が専門的な知見に基づいた評価を行う。

4.3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委託者は、企画提案書類の審査に当たって、委員会による提案内容の確認等のために、企画提案書類提出者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施するものとする。

4.4 優先交渉権者の選考

委員会では、プレゼンテーションによる提案内容の確認等を踏まえ、各委員の最終的な評価等を基に各委員の個別評価順位を決定する。その順位で1位の数が最も多い提案をした者を優秀提案者として選出するものとする。

委託者は、委員会で選出された優秀提案者を優先交渉権者として選考する。

ただし、各委員の個別評価点の合計が60%に満たない提案者は、上記の規定に関わらず優先交渉権者とししない。

4.5 選考結果の通知等

委託者は、選考結果を参加者に通知するとともに、ホームページで公表する。企画提案書類提出者は、自らの評価に疑義があるときは、通知を受けた日から起算して3日以内に委託者に対して、自らの評価について疑義の申立てをすることができるものとする。ただし、疑義の申立てがあった場合にあっては、プロポーザルの実施を妨げないものとする。

表 4.1 企画提案書の審査項目、内容及び配点

区分	審査項目	内容	配点		
			(内訳)		
業務実施能力	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適確に推進できる組織体制 ・組織体制の考え方に沿った従事者配置計画 ・教育・研修計画及びその実施体制 	10		
	業務従事者等の資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者等の資格レベル・経験 ・業務従事者の資格レベル・配置数・経験 	4		
	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の実績 	6		
業務提案内容	各業務の基本的な考え方及び具体的な業務実施計画	業務実施コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の基本的な考え方・業務の実施方針 ・重要事項や能力発揮事項と本業務との整合性 	(2)	
		水量・水質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準の理解と業務方法（水量） ・要求水準の理解と業務方法（水質） ・2期事業関連業務との関係 	(4)	
		運転監視業務 水源水質管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・運転監視業務の具体的な内容や実施体制 ・水源水質管理業務の具体的な内容と実施方法 ・運転監視業務の理解度 ・水源水質監視業務の理解度 	(8)	
		保守点検業務 施設維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業務の具体的な内容と実施方法 ・施設維持管理業務の具体的な内容と実施方法 ・保守点検業務の理解度 ・施設維持管理業務の理解度 	(8)	
		物品等調達・管理業務 環境整備業務 調査業務 その他業務 事務業務 専門業務	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の業務の具体的な内容と実施方法 ・その他の業務の理解度 	(2)	
		2期事業関連業務対応	<ul style="list-style-type: none"> ・2期事業の運転維持管理上の課題への対応 ・2期事業関連作業 ・2期事業の試運転対応 	(14)	
		危機管理・安全対策の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される危機への対応 ・危機発生時に備えた体制整備 ・危機管理・安全対策に関する提案 ・危機管理対応能力 	12	
効率的かつ持続的な業務実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善方策 ・業務改善実績 ・計画的な業務改善の実施 ・施設の効率的な運用 	10			
価格	参考価格と積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠の適正性と価格 	20		

4.6 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合においても、本要領に従い、所定の手続により審査を実施することとし、委員会は、評価の結果を踏まえ、参加者の提案により本業務を実施することの妥当性（各委員の個別評価点の合計が60%以上）を判断するものとする。

4.7 契約手続き

4.7.1 委託契約の締結

委託者は、優先交渉権者と契約交渉を行い、委託契約を締結する。なお、優先交渉権者が、自身の企画提案の履行が困難と判断した場合、委託者は、直ちに契約交渉を終了し、4.7.2に示す手続きを開始するものとする。

4.7.2 優先交渉権者と委託契約を締結しない場合

委託者は、優先交渉権者と委託契約を締結しないときは、審査委員会の評価順位が高い者から順に契約交渉を行う。

4.8 秘密の保持

委託者は、本要領に基づき参加者から提出された書類を公にすることはせず、審査以外の目的で使用することはない。

5 受託者の選定等企画提案書類の作成

5.1 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、委託者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 参加者を特定できるような直接的な表現や法人名は用いないこと。（様式11-2, 11-3は除く。）
- ② 各様式に定める枚数以内で、簡潔かつ明瞭に記述すること。なお、各様式以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ③ A4版ファイル縦綴じとする。A3版はA4サイズに折り込むこと。
- ④ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ⑤ Microsoft Word 又は Excel 形式により作成することを基本とする。ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- ⑥ 原則として横書きで記載すること。
- ⑦ 使用する文字サイズは10.5ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- ⑧ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

5.2 提出部数

提出部数は、企画提案書類提出届（様式 11）については 1 部、企画提案書類については 9 部（正本 1 部、副本 8 部）とする。なお、副本には、様式 11-2, 11-3, 11-7 は添付しない。

また、企画提案書類を一括で印刷できるようにした PDF 形式データ一式を DVD—R に収納し提出すること。

6 その他留意事項

6.1 本業務に係る情報の提供方法

本業務に係る情報の提供は、委託者ホームページを通じて行う。ホームページのアドレスは次のとおりである。

<http://www.ishikariseibu.or.jp/>

6.2 募集の中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により募集を公正に執行できないと認められる場合、又は本業務の実施内容及び募集手続きの内容に変更が生じた場合は、募集の執行延期、再公告又は中止等の対処を図る場合がある。

6.3 受託者を選定しない場合

受託者の選定の過程において、参加表明者がいない場合、参加の辞退があった場合、又はいずれの参加者の提案によっても本業務を実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

6.4 参加に当たっての費用の負担

現地見学会やプレゼンテーションへの出席、企画提案書類を含めた各種資料の作成などプロポーザルへの参加に当たっての費用は、全て参加者の負担とする。

6.5 提出書類の取扱い

6.5.1 著作権

参加者から提出された企画提案書類の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、委託者は、優先交渉権者の選考結果や委員会における審査結果の公表に際して、必要な範囲で参加者の企画提案書類を無償で使用することができる。この場合、技術・商業上のノウハウは公表しないほか、選定した受託者以外の参加者の提案に係る審査結果については、参加者名が特定できないよう可能な範囲で配慮する。

6.5.2 提出書類の返却

参加者から提出された書類は返却しない。

6.6 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

6.7 様式

本要領の各種手続きで指定する様式は、別添「当別浄水場ほか運転管理業務様式集」によるものとする。

7 担当課

石狩西部広域水道企業団 施設課

所在地

〒063-0846 札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号
札幌市水道局八軒庁舎2階

電話 011-215-7554

F A X 011-688-8852

電子メール postmaster@ishikariseibu.or.jp